

会員に関する規程

(平成7年9月25日 規程第5号)

(目的)

第1条 この規程は定款第33条の規定に基づき小諸市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の会員について必要な事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 本会の活動に賛同し、会費を納入しているものを会員とする。

(会員の種類)

第3条 会員は一般会員、賛助会員、団体会員及び法人会員とし、会費は年額制とする。

- (1) 一般会員（世帯を対象とする） 1世帯 1,000円
- (2) 賛助会員（個人を対象とする） 1口 2,000円
- (3) 団体会員（住民組織・ボランティア団体・社会福祉関係団体・福祉施設等を対象とする）
1口 2,000円
- (4) 法人会員（法人を対象とする） 1口 5,000円

(会費の納入)

第4条 会費の納入は、本会発行の納付書により納付する。ただし、小諸市が定める行政区を単位とする区域において、当該行政区の役員が収納する場合は、納付書を発行しないことができる。

2 納入された会費は、過誤納による場合を除くほか、これを返還しないものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

第6条 この規程を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決を得なければならない。

附 則 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成24年6月15日から施行する。

附 則 この規程は、平成25年9月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成28年5月26日から施行する。

附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。